浜中町賃借料情報

令和5年1月から12月までに締結された農地法及び農業経営基盤強化促進 法により賃貸借契約を行った賃借料の水準(10a当たり)は、以下のとおり となっております。

畑(牧草畑)

	1. (0-174)					
法律名	地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	
農地法	町内全域	2,000 円	3,400 円	1,000 円	85 筆	
農業経営基盤 強化促進法	町内全域	1,400 円	2,400 円	400 円	172 筆	

- 1 データ数は、集計に用いた筆数である。
- 2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位とする。
- 3 平均額は、全データ(10a当たり賃借料)の総額(四捨五入前)をデータ数により算出した値である。

また、下記の別表 2 「浜中町標準賃借料」については、浜中町農業委員会が独自で収量などを基に農地を区分し、賃借料を定めているもので、農業情勢等の変動があった場合に改定を行っております。農地の賃貸借契約をする場合の目安としてください。

別表 2

浜中町標準賃借料

畑 (牧草畑)

(単位:10a当たり)

農地の区分	平均額	データ数 (牧草生産量)		
上畑	2,600円	牧草10a 当たり生産量4.0t		
中畑	2,000円	牧草10a当たり生産量3.7 t		
下畑	1,200円	牧草10a 当たり生産量3. 0 t		